

1 南校寄宿生徒脱刀の儀伺

〔明治四年六月〕

「△付紙」

〔注記2〕

〔五十二〕（簿冊内件名番号）

〔辛未自五月至七月
公文録 大学之部
2A, 9, ④491 全〕

諸官員追々脱刀相願既ニ伺済相成候者有之候由承知致シ就テハ
南校寄宿生徒ノ儀追々其管轄ヨリ脱刀差許候分ハ南校入舎ニテ
モ脱刀差免可然哉此段相伺候也

辛未六月廿四日

大学

弁官御中

廿五日 礼式ノ外伺之通



(注記2) (注記1)

別紙ノ通申出候ニ付相伺候尤爾後追々同様ノ向モ可有之卜存候
間判任ノ分ハ伺不差出直ニ差免候テ不苦候哉此段相伺候也

辛未六月廿五日

大学

弁官御中

伺之通

六月廿七日

〔注記1〕